第２号様式(1)-③

（単体発注・事後審査型）

沖縄県北部医療組合　一般競争入札公告 第３号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。）を次のとおり実施する。

令和8年11月10日

沖縄県北部医療組合管理者　古謝　玄太

１　業務概要

(1)	業務名		公立沖縄北部医療センター敷地造成工事現場技術業務（R8）	
(2)	業務場所		名護市大北地内	
(3)	業務内容		現場技術業務　一式 （別冊図面及び別冊仕様書のとおり。）	
(4)	履行期間		令和8年12月1日から令和10年11月30日まで	
(5)	発注形態		単体発注	
(6)	資格審査方法		事後審査型	
(7)	その他適用のある法令、制度等 （本案件は、右表のうち、○印を付した制度等の適用がある。）	○	最低制限価格制度	※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。 ※最低制限価格は、「沖縄県土木建築部が発注する建設に係る業務委託の最低制限価格制度実施要領」（最終改正：令和7年3月31日）を準用して設定している。
			議会議決	※本業務に係る契約は、地方自治法第96条の規定に基づき議会の議決を得る必要があるため、落札決定後は仮契約を締結し、議会の議決を経て通知したときに本契約となる。
			準備手続（予算成立前）	※本手続は、次年度当初（補正）予算成立を前提とした年度開始（予算成立）前からの準備手続であり、予算成立後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において当初（補正）予算案が否決された場合は、契約を締結しない。また、次年度当初（補正）予算成立後においても、国庫支出金に係る交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
			準備手続（交付決定前）	※本手続は、国庫支出金に係る予算使用を前提とした事前準備手続であり、交付決定後に効力を生じる事業である。したがって、交付申請等の手続の関係上、入札を延期する場合がある。
			準備手続（繰越承認前）	※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において、本業務に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(翌債)手続の関係上、入札を延期する場合がある。
		○	債務負担行為業務	※本業務は、債務負担行為に係る契約の特則の適用を受ける業務である。
(8)	適用する労務単価		令和8年3月労務単価	※本業務の予定価格は左記に示す設計業務委託等技術者単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。 なお、新労務単価が適用された場合、本業務の受注者は業務委託契約書に基づき、新労務単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができる場合がある。

2　入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業種区分	土木関係コンサルタント	(1)の業種において、(3)に表示する年度に沖縄県の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加登録資格者名簿への登録があること。 なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。
(2)	等級	―	
(3)	測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿	令和7・8年度	
(4)	登録業種	施工計画施工設備及び積算	

(5)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

(6)　入札日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。

(7)

入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
なお、以下の関係がある場合に、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、沖縄県土木建築部競争入札心得第３条第２項の規定に抵触するものではない。

ア　資本関係
　次のいずれかに該当する二者の場合
　(ｱ)子会社等(会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同法同条第４号の２に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
　(ｲ)親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ　人的関係
　次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ｱ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第２条第７項に規定する更正会社をいう。）である場合を除く。
　(ｱ)一方の会社等の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
　　１）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
　　（ｉ）会社法第２条第11号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
　　（ii）会社法第２条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
　　（iii）会社法第２条第15号に規定する社外取締役
　　（iv）会社法第348条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
　　２）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
　　３）会社法第575条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
　　４）組合の理事
　　５）その他業務を執行する者であって、１）から４）までに掲げる者に準ずる者
　(ｲ)一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
　(ｳ)一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ　その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
　組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8)　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配するコンサル又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。

(9)	業務実績	対象期間	自　平成28年4月1日 至　令和8年11月25日	左記の期間内（公告日時点で契約中の業務は含む。また、再委託による業務及び下請けの実績は含まない。）に下記の対象同種業務について、企業単体もしくは共同企業体の構成員として、実施した業務１件以上の実績を有さなければならない。
		対象同種業務	土木関係コンサルタントを対象とした業務委託（現場技術業務または設計業務） （同種業務の国・都道府県・政令指定都市、那覇港管理組合、各整備機構、高速道路株式会社、市町村の公共事業を実施する機関の実績で、契約金額が500万円以上の業務とする。以下同じ。）	
(10)	配置予定技術者	資格区分	・特記仕様書に示す資格を有する管理技術者を配置すること。（特記仕様書第７条参照） ・申請日以前に3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。	

(11)	その他の条件 右表のうち、〇印を付した条件を満たすことを要	○	地域要件	(ｱ) 沖縄県内 (ｲ) 本店	左記の(ｱ)に示す地域内に、(ｲ)に示す事業所が存在すること。
(12)	取抜け案件	以下の業務を落札した者は、本業務の落札者となることはできない。 ・なし			

3　入札手続等

(1)　手続方法	電子入札	※本業務は、電子入札の対象外である。		
	紙入札	本業務の入札は紙入札により実施するため、「紙入札方式参加承認申請書」の提出は不要である。 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という）は、入札日の前日の16時までに入札保証金についての手続きを行うこと。詳細は別紙の「入札保証金について」を確認すること。 また、入札書を開札日時に発注機関の指定する場所に提出するものとする。		
(2)　設計図書の配布	期　　間	自　令和8年11月10日　～　至　令和8年11月26日		
	配布方法	沖縄県北部医療組合サイト内、公募・入札ページからダウンロード https://okinawahokubuiryo.jp/archives/category/public-recruitment-bidding		
	問い合せ先	沖縄県北部医療組合　施設整備課	電話番号	0980-43-8053
(3)　入札期日等	電子入札システムによる場合	入札開始	―	
		入札締切	―	
	持参による場合（紙入札）	持参日時	令和8年11月26日（木）9:50	
		持参場所	沖縄県北部合同庁舎内会議室（予定）	
	入札の方法	(1) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。		
	紙入札時の注意事項	(1) 業務費内訳書は、上記の紙入札の持参日時までに、沖縄県北部医療組合総務課へ提出すること。提出がない場合、入札が無効になることがある。 (2) 入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (3) この公告の記載に従い、入札書、委任状には業務名及び業務場所を記入すること。 (4) 入札書のくじ番号(任意の数字３桁)を必ず記入すること。 (5) 代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。		
	業務費内訳書の提出	(1) 第１回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書（様式自由）を提出すること。 (2) 業務費内訳書には、作成年月日、業務名、 業種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。 (3) 提出された業務費内訳書について、契約担当者（これらの者の補助者を含む。）が説明を求めることがある。		

<table>
<tr><td>(4)　入札の辞退等</td><td>紙入札手続後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届（任意様式）を提出すること。
また、落札決定までの間に別の業務を落札したことにより、配置予定技術者を本業務に配置できなくなった場合は、直ちに6-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続が落札決定まで至った場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領（※）」を準用し指名停止を行うことがある。
※【沖縄県土木建築部契約関係例規集＞1－4】
http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html</td></tr>
<tr><td>(5)　開札日時</td><td>令和8年11月26日（木）10:00</td></tr>
<tr><td>(6)　落札候補者の選定
及び事後審査の実施</td><td>開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）に対し、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、入札参加資格の確認を行う（以下「事後審査」という。）。
なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、くじにより審査順位を定め、審査順位が１位の者を落札候補者とする。
事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又はくじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。事後審査は、落札候補者のみ行うものとする。</td></tr>
<tr><td>(7)　審査にかかる
申請書等の提出</td><td>開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、無効とする。
なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は別途通知する。
<table>
<tr><td>通　知　日</td><td colspan="3">令和8年11月26日　（木）　17:00　まで(予定)
※書面により通知する。</td></tr>
<tr><td>提 出 期 限</td><td colspan="3">令和8年11月27日　（金）　17:00　まで</td></tr>
<tr><td>提　出　先</td><td>沖縄県名護市大南１丁目13番11号
沖縄県北部合同庁舎
沖縄県北部医療組合 施設整備課
0980-43-8053</td><td>提出
部数</td><td>1部</td></tr>
<tr><td>提 出 方 法</td><td colspan="3">持参又は郵送（提出期限必着。配達が確認できる方法で送付すること。）。</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>(8)　入札参加資格の確認</td><td>入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は、以下の日までに文書で通知する。
令和8年11月30日（月）（予定）</td></tr>
<tr><td>(9)　落札者の決定方法</td><td>事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は、全入札参加者に通知する。</td></tr>
<tr><td>(10)　本入札に係る資料の
取扱い</td><td>ア　申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
イ　契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。
ウ　申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等が見付かった場合は、入札参加資格なしとなり、落札者となることはできない。
エ　提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。
オ　提出された申請書等は、返却しない。</td></tr>
</table>

4　入札保証金及び契約保証金

<table>
<tr><td rowspan="11">(1)　入札保証金</td><td rowspan="2">納付の要否</td><td></td><td colspan="2">免除（沖縄県北部医療組合財務規則第127条により準用する沖縄県財務規則第100条第２項第４号）
※ ただし、落札者が契約を結ばない場合は、損害賠償金として、入札金額に消費税及び地方消費税を加えた額の100分の５を県に納付しなければならない。</td></tr>
<tr><td>○</td><td colspan="2">以下により納付の必要あり。（沖縄県北部医療組合財務規則第127条により準用する沖縄県財務規則第100条）</td></tr>
<tr><td colspan="4">沖縄県北部医療組合財務規則第127条により準用する沖縄県財務規則第100条の定めるところにより、入札保証金を納めなければならない。
入札保証金の金額等は、見積る契約金額の100分の５以上（契約保証の予約にあっては100分の10以上）とする。

ただし、沖縄県北部医療組合財務規則第127条により準用する沖縄県財務規則第100条第２項に該当する場合は免除とする。

(1) 保険会社との間に沖縄県北部医療組合を被保険者とする入札保証保険契約を締結したものが入札に参加する場合。
(3) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去２箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したと認められる者が入札に参加する場合。

なお、次の者は入札に関する条件に違反したものとして、その入札を無効とする。
(1) 期限までに入札保証金の納付、若しくは納付に代わる書類の提出のない者
(2) 入札保証金の金額等並びに契約保証予約に係る額が上記の条件に満たない場合
(3) 入札保証金等の納付等に係る書類に不備があった場合

また、一度提出された入札保証金の納付等の変更はできないものとする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">入札保証金
（現金の場合）</td><td>提出期限</td><td colspan="2">令和8年11月25日（水）16:00 まで</td></tr>
<tr><td>提出先</td><td colspan="2">沖縄県北部合同庁舎1階
沖縄県北部医療組合　総務課
0980-43-8053</td></tr>
<tr><td>提出方法</td><td colspan="2">「入札保証金納付口座情報通知依頼書」を提出。事前に電話連絡すること
（組合が発行する「入札保証金納付口座情報通知」により金融機関で納付後、上記提出期限までに当該受領書（写）を提出すること。）
【沖縄県北部医療組合_公募・入札】
https://okinawahokubuiryo.jp/archives/category/public-recruitment-bidding</td></tr>
<tr><td rowspan="4">入札保証保険証券・入札保証書・契約保証予約証書</td><td>提出期限</td><td colspan="2">令和8年11月25日（水）　16:00　まで</td></tr>
<tr><td>提出先</td><td colspan="2">沖縄県北部合同庁舎1階
沖縄県北部医療組合　総務課</td></tr>
<tr><td>提出方法</td><td colspan="2">原則、郵送（配達が確認できる方法にて送付すること。）。やむを得ず、持参する場合は、事前に連絡をすること。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">保険期間又は保証期間は、入札日から２か月とする。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">過去２箇年の間に履行期限が到来した国又は地方公共団体等との実績により免除に該当する場合</td><td>提出期限</td><td colspan="2">令和8年11月25日（水）16:00 まで</td></tr>
<tr><td>提出先</td><td colspan="2">沖縄県北部合同庁舎1階
沖縄県北部医療組合　総務課</td></tr>
<tr><td>提出方法</td><td colspan="2">原則、FAX又は郵送（配達が確認できる方法にて送付すること。※FAXで提出する場合は、必ず電話で到確認をすること。）。やむを得ず、持参する場合は、事前に連絡をすること。</td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="2">沖縄県北部医療組合財務規則第127条により準用する沖縄県財務規則第100条第２項第３号に該当する実績を、配付資料『地方公共団体等契約状況』に記載の上提出すること。</td></tr>
<tr><td>有価証券等</td><td colspan="3">受入日時・受入方法等の調整があるので、事前に上記担当者まで電話連絡すること。</td></tr>
<tr><td>(2)　契約保証金</td><td colspan="4">契約を結ぼうとする者は、沖縄県北部医療組合財務規則第127条により準用する沖縄県財務規則第101条及び土木設計業務等委託契約約款第４条の定めるところにより、契約保証金を納めなければならない。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約担当者等が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</td></tr>
</table>

5　その他の事項

(1)　配置予定技術者の確認	病気、死亡、退職等の場合でやむを得ないとして承認された場合を除き、申請書等の差し替えは認めない。また、やむを得ない理由により配置予定技術者を変更する場合は、２（12）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。	
(2)　入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。 また、申請書等に虚偽の記載があった場合、「沖縄県における工事等請負契約に係る指名停止等措置要領」（※）を準用し、指名停止を行うことがある。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集＞1－4】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html	
(3)　支払条件	前　金　払	なし
	部　分　払	履行期間中に２ヶ月に１回を超えない回数
(4)　火災保険等の要否	要　・　(否)	
(5)　契約締結の時期等	(1) 本業務に係る契約は、落札者の決定後７日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 議会議決を要する契約の場合、落札者は、落札決定後７日以内に記名押印した仮契約書の案を提出すること。 (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。	
(6)　業務委託料の変更等	本業務の契約締結後、本業務の業務委託料の変更協議をする場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合、変更協議又は関連する業務の予定価格の算定は、本業務の請負比率（元契約額÷元設計額）を変更設計額又は関連業務の設計額に乗じた額で行う。	
(7)　入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、「沖縄県土木建築部競争入札心得（※）」、「土木設計業務等委託契約約款（※）」及び「仕様書」を熟読し、これを遵守すること。 ※【沖縄県土木建築部契約関係例規集＞1－13、1－16】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/nyuusatu/keiyakukannkeireikisyuu.html	

6　本公告に関する質問及び回答

(1)　入札・契約手続に関すること	問い合せ先	沖縄県名護市大南１丁目13番11号　沖縄県北部合同庁舎1階 沖縄県北部医療組合　総務課 電話：0980-43-8053
(2)　上記(1)以外に関すること	質問書提出先	沖縄県名護市大南１丁目13番11号　沖縄県北部合同庁舎1階 沖縄県北部医療組合　施設整備課 FAX：　0980-43-8193
	問い合せ先	沖縄県名護市大南１丁目13番11号　沖縄県北部合同庁舎1階 沖縄県北部医療組合　施設整備課 電話：0980-43-8053

	提出期間	令和8年11月10日（火）から　令和8年11月17日（火） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
	提出方法	FAX又は郵送（配達が確認できる方法にて送付すること） ※FAXで提出する場合は、必ず電話で到達確認を行うこと。
	回答方法	質問に対する回答書は以下の期間、沖縄県北部医療組合のHPに掲載する。 https://okinawahokubuiryo.jp/archives/category/public-recruitment-bidding
	期間	回答日から　令和8年11月19日（木）まで ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

7　苦情申立て

(1)　入札参加資格が無いと認められた者がその理由に対して不服がある場合		入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、契約担当者に対し説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）に説明を求めた者に対し書面をもって回答する。
	提出期限	入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して５日以内（休日を除く。）とする。
	提出先	沖縄県北部医療組合　総務課
	提出方法	書面（様式自由）は原則、郵送（配達が確認できる方法にて送付すること。）。 やむを得ず、持参する場合は、事前に連絡をすること。

8　電子入札に関する事項

本業務は電子入札の対象外である。

(1)　システム稼働時間		土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前８時から午後８時まで ※稼働時間内でやむを得ずシステムを停止する場合等は、沖縄県電子入札ポータルサイトで通知する。
(2)　障害発生時及びシステム操作問い合わせ先	システム操作・接続確認等	・電子調達コールセンター　電話番号:0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト
	ICカードの不具合発生時	取得しているICカードの認証機関
(3)　電子入札システム上の通知等の確認		電子入札システムから発行される、以下の通知書等を確認すること。この確認を怠った場合、以後の入札手続に参加できなくなる等の取扱いを受けることがある。 ・　落札保留通知書 ・　競争入札参加資格確認結果通知書 ・　入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書 ・　競争入札参加資格要件不適格通知書 ・　未審査通知書 ・　日時変更通知書 ・　入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・　入札書受付票 ・　入札締切通知書 ・　再入札通知書 ・　再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・　落札者決定通知書 ・　保留通知書 ・　取止め通知書 ※最低制限価格未満で入札された場合、電子入札システムの「入札状況一覧」の摘要欄に「失格」と表示され、それ以降は「落札者決定通知書到着のお知らせ」のみ送信される。